

武庫川流域総合治水推進協議会 会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武庫川流域総合治水推進協議会設置要綱第9条の規定により、武庫川流域総合治水推進協議会（以下「推進協議会」という。）並びに幹事会及び専門部会の会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(推進協議会の会議の公開)

第2条 推進協議会の会議は非公開とする。

(議事概要の作成)

第3条 会長は、推進協議会の会議について以下の事項を記載した議事概要を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 協議事項
- (4) 協議の概要

2 前項の議事概要は、会議に出席した委員（代理人を含む）の確認をもって確定する。

3 第1項の議事概要は公開する。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会の会議の議事は、出席部会員の協議により決する。

3 部会員は、事故その他やむを得ない理由により専門部会の会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 幹事会及び専門部会の庶務は、兵庫県県土整備部土木局武庫川企画調整課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進協議会の会議に関して必要な事項は会長、幹事会の会議に関して必要な事項は幹事会長、専門部会の会議に関して必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要領は平成22年11月22日から施行する。